

スタート

「負担限度額認定証」の交付されるかどうかについては、スタートから、矢印(→)に従って質問を答えていくことで分かります



ただし、「生活保護の受給者」は、以下の要件に関わらず、申請していただくと、「第1段階」となります

「本人」または「世帯構成員」のいずれかに住民税が課税されている者がいる

はい

はい

本人、世帯構成員、世帯が別の配偶者のうち、既に施設※1に入所している者がいる

オ

いいえ

はい

世帯が別で住民税が課税の配偶者がいる

いいえ

対象外
負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

いいえ

本人が「老齢福祉年金の受給者」である

はい

ア

いいえ

本人の「公的年金等収入金額(非課税年金を含む)」+「その他の合計所得金額」が80万円以下である

はい

イ

いいえ

本人の「公的年金等収入金額(非課税年金を含む)」+「その他の合計所得金額」が80万円超120万円以下である

はい

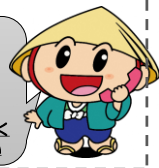
ウ

いいえ

「公的年金等収入金額」とは「年金収入」のことをいいます
「年金所得」ではありません
「その他の合計所得金額」とは年金以外の「所得の合計」のことをいいます。年金以外の「収入の合計」ではありません
なお、「給与所得」がある方は、所得の計算が異なります。詳しくは、介護保険課(077-561-2369)までお問い合わせください

はい

イ



※1 介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)または地域密着型介護老人福祉施設を指します。

ア
【配偶者がいない】本人の預貯金等が1,000万円以下である
【配偶者がいる】本人+配偶者の預貯金等が2,000万円以下である

はい

対象(第1段階)

負担限度額認定証の交付要件を満たしています
申請により、負担限度額認定証が発行される可能性があります

いいえ

対象外

負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

イ
【配偶者がいない】本人の預貯金等が650万円以下である
【配偶者がいる】本人+配偶者の預貯金等が1,650万円以下である

※ただし、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の方は、預貯金等の金額は【配偶者なし】は1,000万円に【配偶者あり】は2,000万円になります。

はい

対象(第2段階)

負担限度額認定証の交付要件を満たしています
申請により、負担限度額認定証が発行される可能性があります

いいえ

対象外

負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

ウ
【配偶者がいない】本人の預貯金等が550万円以下である
【配偶者がいる】本人+配偶者の預貯金等が1,550万円以下である

※ただし、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の方は、預貯金等の金額は【配偶者なし】は1,000万円に【配偶者あり】は2,000万円になります。

はい

対象(第3段階①)

負担限度額認定証の交付要件を満たしています
申請により、負担限度額認定証が発行される可能性があります

いいえ

対象外

負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

エ
【配偶者がいない】本人の預貯金等が500万円以下である
【配偶者がいる】本人+配偶者の預貯金等が1,500万円以下である

※ただし、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の方は、預貯金等の金額は【配偶者なし】は1,000万円に【配偶者あり】は2,000万円になります。

はい

対象(第3段階②)

負担限度額認定証の交付要件を満たしています
申請により、負担限度額認定証が発行される可能性があります

いいえ

対象外

負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

オ
本人を含み世帯の構成員および配偶者※2の
①年間収入から施設での利用者負担額※3(年間)を除いた額が80万円以下である
②預貯金等が450万円以下である
③日常生活に供する資産以外に資産がない
④介護保険料の滞納がない

はい

市に相談

申請により、負担限度額認定証が発行される可能性があります
詳しくは、介護保険課(077-561-2369)までお問い合わせください

いいえ

対象外

負担限度額認定証の交付要件を満たしていません
負担限度額認定証は交付できません

「対象」となった方は、申請していただくと「負担限度額認定証」が交付される可能性があります



※2 配偶者は世帯が別であっても含めます。

※3 介護サービス費自己負担額(高額介護サービス費の見込みは控除)、居住費、食費